

○新潟県中東福祉事務組合職員の職名に関する規則

昭和62年1月20日組合規則第4号

改正

平成5年3月25日組合規則第3号

平成12年3月31日組合規則第1号

平成13年3月31日組合規則第1号

平成16年3月31日組合規則第1号

平成24年3月30日組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の職名に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職名)

第2条 事務職員、技術職員及びその他の職員の職名を次のとおり定める。

事務局長、園長、事務長、所長、次長、主幹、係長、主査、主任、保育士、児童指導員、生活支援員、作業支援員、職業指導員、支援員、指導員、主事、看護師、栄養士、相談支援専門員、調理員、管理員、世話人

(併記職名)

第3条 職名について法令、その他特別の定めがあるものであつて、特に必要があると認められるものについては、前条に定める職員のほか、別の職名を併せて用いることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和61年9月1日から適用する。

2 新潟県中東地区精神薄児施設組合職名規則（昭和56年規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成5年3月25日組合規則第3号）

この規則は、平成5年4月1日より施行する。

附 則（平成12年3月31日組合規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月31日組合規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

附 則（平成16年3月31日組合規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日組合規則第1号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。